

検討の背景

- 国では、こどもに関する取組・政策を社会の真ん中に据えた「こどもまんなか社会」の実現に向けて、令和5年(2023年)4月に「こども基本法」を施行するとともに「こども家庭庁」を発足させ、同年12月、「こども大綱」を策定。
- 道においても、こども基本法等が目指す、こどもの権利擁護などの基本理念をこども政策の中心に据え、本理念に基づく政策を強力に推進し、本道のすべてのこどもたちが将来にわたって幸せな生活を送ることができる社会を実現するために、法の目的・理念を踏まえた新条例の制定を検討することとする。

対応の基本的な考え方(案)

- 現行の「北海道子どもの未来づくりのための少子化対策推進条例」は少子化対策を総合的に推進することを目的としていることから、こどもの権利擁護を基本理念として、こども施策を総合的に推進することを目的としたこども基本法の趣旨を踏まえ、「(仮称)北海道こども基本条例」の制定について検討を行う。
- 新条例制定の検討と併せて、少子化対策条例の見直し等についても検討を行う。

国		道	
法律	目的	条例	目的
こども基本法	権利擁護及びこども施策の総合的な推進	【新規制定検討】 (仮称)北海道こども基本条例	※北海道こども施策審議会条例を統合 権利擁護及びこども施策の総合的な推進
少子化社会対策基本法	少子化対策	北海道子どもの未来づくりのための少子化対策推進条例 ※新条例の内容を踏まえ見直し等検討	少子化対策
子ども・若者育成支援推進法	健全育成	北海道青少年健全育成条例 ※規制や罰則など他条例との性質が異なるため、統合等は行わない	健全育成
子どもの貧困対策の推進に関する法律	貧困対策	条例制定なし ※引き続き、計画により対策の推進を図る	貧困対策

新条例制定・少子化条例見直しイメージ（案）

【現行条例】

北海道少子化対策推進条例

<目的>

- 少子化対策を総合的、計画的に推進
- 安心して子どもを生み育てることができる環境整備
- 子どもが健やかに成長できる環境整備
- 子どもの未来に夢や希望が持てる社会の実現

<基本理念> ※下線は道独自

- 子どもの権利及び利益の尊重
- すべての子どもと家庭への支援
- 社会全体による取組
- 総合的な施策の推進
- 地域特性を踏まえた取組
- 個人の価値観の尊重

<基本的施策> ※下線は道独自

- 社会全体による取組の推進
- 子どもの権利及び利益の尊重
- 地域における子育て支援体制等の充実
- 保育サービス等の充実
- 雇用環境等の整備
- 母子保健医療体制等の充実
- 児童健全育成等の促進
- 児童虐待防止対策の充実
- 教育環境の整備
- 生活環境の整備
- 経済的負担の軽減

新条例の制定に併せて見直しについて検討

【新条例】

(仮称)北海道子ども基本条例

<目的>

※「子ども基本法」の趣旨を踏まえ、規定

<基本理念>

※「子ども基本法」の趣旨を踏まえ、規定

<基本的施策>

※「子ども基本法」の趣旨や本道の地域特性を踏まえ、規定

(例)

- 子ども施策に対する子ども等の意見の反映
- 子ども施策に係る支援の総合的かつ一体的な提供のための体制の整備等

など

※ 統合【現行条例】北海道子ども施策審議会条例

【国】

子ども基本法

<目的>

- 全てのこどもの健やかな成長、権利擁護、幸福な生活を送ることができる社会の実現
- 子ども施策を総合的に推進

<基本理念>

- 基本的人権の保障、差別されないこと
- 福祉に係る権利の保障、教育を受けられること
- 意見表明、社会的活動に参画する機会の確保
- 意見の尊重、最善の利益を優先して考慮
- 家庭を基本とした養育、困難な場合も同様の養育環境を確保
- 家庭や子育てに夢を持ち、子育ての喜びを実感できる社会環境整備

<基本的施策>

- 子ども施策に関する大綱
- 都道府県子ども計画等
- 子ども施策に対する子ども等の意見の反映
- 子ども施策に係る支援の総合的かつ一体的な提供のための体制の整備等
- 関係者相互の有機的な連携の確保等
- この法律及び児童の権利に関する条約の趣旨及び内容についての周知
- 子ども施策の充実及び財政上の措置等

<子ども政策推進会議>